

地方財政審議会付議（説明）案件

令和8年5月22日（金）

（案件名）

令和8年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 小西 一功

（内23511）

令和8年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和8年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

2,197億円(2月～4月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)

・前年度5月期比 +100億円(+4.7%)

4 譲与日

令和8年5月29日(金)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の使途	条件・制限なし
令和7年度譲与実績	25,722億円
令和8年度地財計画	26,016億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号
令和 8 年 5 月 2 9 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）第 3 1 条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和 8 年 5 月 2 9 日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和8年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	9,099,381
青森	2,156,118
岩手	2,108,310
宮城	4,009,241
秋田	1,671,104
山形	1,860,115
福島	3,192,685
茨城	4,993,289
栃木	3,366,838
群馬	3,377,225
埼玉	12,791,914
千葉	10,945,283
東京都	24,465,817
神奈川県	16,088,081
新潟	3,833,816
富山	1,802,270
石川	1,972,449
福井	1,335,597
山梨	1,410,680
長野	3,566,891
岐阜	3,446,250
静岡県	6,327,719
愛知県	13,136,149
三重	3,083,139
滋賀	2,461,995
京都	4,490,091
大阪	15,392,039
兵庫県	9,518,050
奈良	2,306,751
和歌山	1,606,806
鳥取	963,834
島根	1,168,857
岡山	3,288,963
広島	4,876,064
山口	2,337,379
徳島	1,253,210
香川	1,654,980
愛媛	2,324,808
高知	1,204,389
福岡	8,943,679
佐賀	1,413,237
長崎	2,285,579
熊本	3,027,489
大分	1,957,342
宮崎	1,862,813
鹿児島	2,766,165
沖縄	2,555,817
合計	219,700,698